Research Focus



http://www.jri.co.jp

2014年10月1日 No.2014-033

数字を追う ~20 年余りで進んだ資本金関連の制度改正と法人課税に残る段差 資本金の性格が変容する一方、外形標準課税など残る資本金基準との間に裁定行動の余地 調査部 主席研究員 吉本澄司

-《要 点》

- ◆ ここ 15~20 年ほどは、経済活性化を掲げて、制度改革や規制改革が一段と重視されるようになり、この間、法人課税を含む税制、会計制度、会社法制は大きく変わってきた。これらの制度改正の内容は多様であったが、資本金、剰余金、自己株式など「純資産の部」に関連する取り扱いが大きく変わり、総じて自由度が増した点が特徴の一つである。その結果、資本金の性格が変容し、絶対性、下方硬直性の印象が薄らいで、相対性、調整可能性の色彩を帯びるようになった。
- ◆ 税制においても、会計制度、会社法制の改正と並行して資本金等の取り扱いが改正 されてきたが、その一方で、課税の仕組みに、伝統的な資本金基準が使われている ものがある。資本金等の取り扱いに自由度が増す中で、伝統的な基準との間に制度 の段差が存在すれば、本来の趣旨と離れた企業行動を誘う素地となる。
- ◆ アベノミクスの成長戦略において、主要な柱の一つは法人税改革であり、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指しているが、このような政策を実施しようとする場合の常として、財源が課題となっている。財源の候補として巷間で取り上げられている外形標準課税や租税特別措置の中にも、一部に資本金基準が存在する。外形標準課税や租税特別措置は、長年、議論が重ねられてきたことが示すように、複雑なテーマであり、その中で資本金基準は部分的な論点にとどまるだろうが、法人税改革に合わせて、もしくはそれを出発点とするその後の改革において、資本金基準を総合的に見直す機会があってもよいだろう。
- ◆ 法人課税の改革に関しては、より高いレベルのテーマとして、改革によって期待できると各方面から謳われている様々な「効果」の本当の真偽はどうかといった「そもそも論」も欠かせない。一部で「見切り発車」を行わなければならない場合でも、その後の展開を、成果目標のレビューによる PDCA サイクルによって見極めなければ、目標と実績のずれの評価をもとに施策の適切な修正をはかることができず、中長期的にみて、日本経済を本格的な成長軌道に乗せることはおぼつかないだろう。



本件に関するご照会は、調査部・主席研究員・吉本澄司宛にお願いいたします。

Tel:03-6833-5327

Mail:yoshimoto.kiyoshi@jri.co.jp



1. はじめに

アベノミクスの第三の矢「日本再興戦略」(2013年6月14日)、同・改訂2014(2014年6月24日)では、構造改革、制度改革によって、低迷する経済から脱却し復活を目指す成長戦略が掲げられている。その柱の一つが法人税改革であり、改訂戦略の中では、鍵となる施策として「法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する」ことが示されている。

法人課税の改革を行おうとする場合に、以前から繰り返し論点となっているのは、(結果として何を目指す法人課税改革なのか、その改革によって期待できると謳われる「効果」の本当の 真偽はどうかといった「そもそも論」を別にすれば、)

- ・税制全体の体系のあり方とその中での法人課税の位置付け(国税だけでなく地方法人課税の 問題を含む)、
- ・法人課税の水準を左右する二大要素である税率と課税ベースのあり方、
- ・課税ベースに関して、既存の制度に組み込まれている①各種の特別措置、②中小法人への課税軽減、③赤字法人の扱い、

などである。長期間、議論が続いていることが示すように、改革の理念として何を重視するか、 経済・社会情勢に照らしてどの部分が最も問題と考えるか、などによって見解が分かれる難し い面を含んでおり、時代背景こそ異なるが、近年と同様の論点を 1950 年代、1960 年代にも見 出すことができる。

このように各種制度の改革や整備を図る動きの歴史は長いが、ここ 15~20 年ほどは、経済活性化を掲げて、制度改革や規制改革が一段と重視されるようになり、この間、法人課税を含む税制、会計制度、会社法制は大きく変わってきた。本稿では、その全体像のごく一部の断面ではあるが、企業会計基準や会社法制の改正によって、それ以前に比べて資本金¹の取り扱いが変化している一方で、一部に伝統的な資本金基準(例えば外形標準課税適用の判定や中小法人に関する課税の特例の対象範囲など)が残っていることなどに着目して、制度の段差を巡る企業行動の一端を統計から垣間見ることを通じて、制度改正や経済政策の課題を探る。

2. 改革重視への道 ~ 会計制度、会社法制、法人税制の改革の概観

数字を追う前に、まず会計制度、会社法制、法人税制の改革の流れを簡単に概観しておく。 各種制度の改革や整備を図る動きは昔から存在したが、より幅広く各種の改革に関する論議が 活発になったのは、1980 年代以降である。ただし当初は、制度の改革や変更に向けた動きの背 景や対象分野は様々で、目標や狙いも、折々で浮かび上がった課題への対処や、歳月を経て経 済の変化に適合しなくなった古い仕組みの見直しという面が主であった²。この頃の制度改正の

² 例えば、経済摩擦への対応を発端とする構造調整の提言(前川レポート、1986 年)、高齢化の進行等を



¹ 本稿では、資本金、出資金をあわせて資本金と表記する。なお、この資本金、出資金を含め、用語に関しては、制度によって異なる場合があるほか、同じ制度でも時代によって変更されている場合がある。本稿では、適宜、使い分けや補足を行うようにしたが、すべてについて厳密な用語としたわけではない。例えば、資本金、出資金については、厳密には、本脚注の書き出しよりさらに説明を加えることも考えられるが、単に資本金、出資金とした上で、両者をあわせて資本金とするという簡単な注記で済ませている。



動きが、低迷する経済からの脱却、活力の取戻しを必ずしも最前面に押し出していなかったのは、「失われた 20 年」を経た上に人口減少時代に足を踏み入れている現在と異なり、経済全体の活力低下が差し迫った懸念ではなかったためだろう。

例えば、本稿で取り上げる資本金などに関連する動きでは、1990 年 6 月の商法等の改正³で 最低資本金規制が強化された。最低資本金規制は、後年、経済活性化のために創業を促進する 上で阻害要因になっているという立場から撤廃要請が強まることになるが、低成長に直面して いなかった 1990 年当時の時代背景は異なるものであった。このように、経済・社会環境の違い によって、制度改正の力点の置かれ方は異なる。

経済などの活性化をより強く謳って構造改革の意義が打ち出されたのは、バブル崩壊から約5~6年を経た時期にまとめられた「変革と創造~六つの改革」(橋本内閣、1996年)である⁴。「六つの改革」のうち金融システム改革(日本版ビッグバン)は、経済成長の押し上げを第一義とするものではなかったが、規制改革によってニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場を作り上げようという意欲的な目標を掲げた点において、活性化を実現する手段として改革を重視する政策の典型的な例と言える。

金融システム改革の中に掲げられた会計制度の改革(会計ビッグバン)は、「六つの改革」の うち経済構造改革の中に掲げられた企業関連諸制度の改革(会社法制、法人税制など)と相俟 って、企業財務に大きな影響を与えることになった。会計ビッグバンを契機として1990年代後 半から2000年代前半にかけて、わが国の会計基準と欧米主要国との差異を埋める改正(連結財 務諸表制度の見直しなど)が進んだが、その間にも、国際的に会計基準を収斂させようとする 流れはさらに加速し、近年では国際財務報告基準(IFRS)への対応が重要な課題となっている⁵。

企業会計基準、商法、法人税法に基づくそれぞれの会計ルールは、経済活動の記録・算定について共通の土台に足を置きつつ、特定部分においてはそれぞれの理念・趣旨に則った計算方法を示していたため、三位一体、三層構造、トライアングル体制などと表現された。このため、三者の差異に起因する実務上の問題は、制度改正の検討課題になることが多かった。

展望した税制の抜本的改革の検討(政府税調、与党税調、1986、1987年)、豊かさを実感できる国民生活実現を促す内外価格差の是正と規制緩和(経済運営5ヵ年計画、1988年)、グローバル化が進展する中での国際的ルールの策定と国内対応(バーゼルI公表、大蔵省銀行局長通達、1988年)など。

- 3 「商法等の一部を改正する法律」(平成2年法律第64号)。ただし、本稿では、適宜、略称を用い、以下では、正式名称を脚注に掲げない。
- 4 背景として、①バブル崩壊の影響が大きくなってきたことに加えて、前年の 1995 年は、戦後 50 年という節目の年に当たっていたため、時代にそぐわなくなった制度や構造を改革することで経済復活の糸口をつかもうという機運があったにもかかわらず、阪神・淡路大震災への対応、円高対策、住専問題など目先の課題に注力せざるを得なかったこと、②一方、1996 年になると、前述①の課題に対する当面の対応が一段落して、中長期的な問題に取り組みやすくなったと受け止められるようになったこと、③戦後 50 年とは別の節目として 21 世紀が迫りつつあり、新たな世紀に即した経済の仕組み作りという考え方が支持を集めやすかったこと、などをあげることができる。

なお、1996年当時は「五つの改革」という表現が多用されており、「六つの改革」となったのは 1997年になってからであった。

5 反面、国際的な資金調達の機会が乏しい中小企業には IFRS 適用はなじまないとして、中小企業の実態に即した会計基準の必要性が強く意識されるようになり、「中小企業の会計に関する指針」(2005年8月) や「中小企業の会計に関する基本要領」(2012年2月)の策定につながった。





企業会計制度は、投資判断を行う上で必要な企業情報を提供するという証券取引法上のディスクロージャー制度と関係が強い一方で、商法は株主、債権者の保護のための仕組みを定めていたが、投資家保護のための横断的法制の整備などを内容として証券取引法等が改正されて金融商品取引法が制定される一方で、商法等が会社法として再編成されて会社等の会計が規定された結果、企業会計と会社法会計の差異は以前ほどではなくなったと指摘されている。これに対して、税法会計と、企業会計や会社法会計との間には、距離感が残っているとされる。

法人税制では、このような税法会計と企業会計、会社法会計との調整の問題にも増して、法人課税の負担水準(税率、課税ベース)を巡る議論が1950年代、1960年代から続けられてきた。法人課税のうち法人税に関しては、1950年代後半から1960年代には税率が引き下げられたが、1970年代、1980年代には、企業の経済活動に対する影響や諸外国とのバランスの観点から懸念が指摘されながらも、所得税減税や財政支出増加に対応するための財源確保の必要性から、引き上げられる傾向であった。しかし、前述のとおり、政策において制度改革の比重が高まる中で流れが変わり、税制の抜本的改革による法人税率引き下げ(1989・1990年度⁶)、「六つの改革」に端を発する法人税率引き下げ(1998・1999年度⁷)へとつながった。

税制改革において経済の活性化や国際競争力への影響などが意識されるという流れは、その後も基本的に続いており、アベノミクスにも表れている。同時に、経済政策で減税を採用しようとする場合に財源の確保が課題になるという見慣れた光景も生じている。ちなみに、法人税減税の財源候補として話題となっている外形標準課税や租税特別措置などの仕組みにも、一部、前述の資本金基準が取り入れられている(詳細は後述)。

3. 制度改正と企業行動~純資産の部の変化を中心として

(1) 1990年6月の商法等の改正による最低資本金規制強化

次に、これまで概観してきたような企業会計制度、会社法制、法人税制の改正が、企業にどのような影響を与えたのかを、統計上の数字から推察する⁸。

1990年6月の商法等の改正では、事実上35万円10であった株式会社の最低資本金が法制上

- 6 普通法人(次の、①公共法人、②公益法人等、③協同組合等、④人格のない社団等、を除く法人)に対する基本税率(留保分)を例に取れば、1989年度に経過税率(40%)を採用した後、1990年度から本則税率(37.5%)を適用。なお、基本税率のうち当時存在した配当軽課税率については段階的に廃止し1990年度に基本税率を一本化(37.5%)。
- 7 1998 年度の税率引き下げ(基本税率 34.5%)は「六つの改革」の中の経済構造改革に盛り込まれていた企業関連諸制度の改革の一つとして 1998 年度税制改正での検討が予定されていたものである。
- 一方、1999 年度の税率引き下げ(基本税率 30%)は、本来であれば経済構造改革の理念に基づきながら抜本的な税制改革の一環として実施するはずであったものを、金融危機発生などに見舞われた厳しい経済情勢に対処するために打ち出された緊急経済対策(1998 年 11 月)を踏まえて、将来の抜本的改革を先取りする形で、1999 年度税制改正で実施することになったものである。
- 8 実際には、①改正によって変わった新たな基準を満たそうとする企業、②例外規定が設けられている場合、改正後の基準を満たすのではなく例外規定の適用を目指す企業、③改正への対応が不要であるため特段の行動を取らない企業など、個社の事情によって対応は様々であったと考えられる。ただし、往時の経営判断を個別に追って、その分類に従って数値の積み上げを行うことは困難であるため、以下では、既存の集計値から①や②の動きの手掛かりを得る。
- 9 ここでの「等」は有限会社法。ただし、以下の同様の記述では、脚注を省略する。
- 10 1981 年 6 月の商法改正(1982 年 10 月施行)によって、それ以前の事実上 3,500 円から引き上げ。





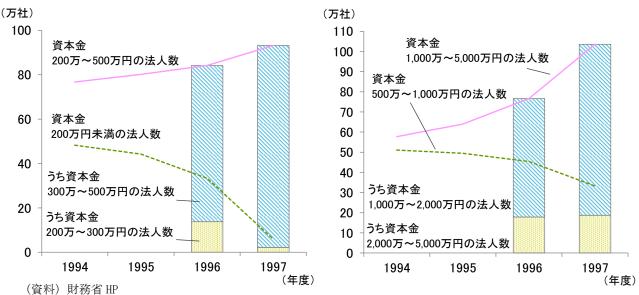
1,000 万円と定められ、有限会社の最低資本金については 10 万円から 300 万円に引き上げられた。これは、資本金が小さい株式会社、有限会社が多数存在する状況を、もともと法律で期待・想定された姿と乖離したものとして、債権者保護の観点からも是正を要するという考え方によるものであった。小規模な会社の増加が目立つことに対しては、法人化が容易であるために、個人と法人に対する税制の違いを利用しようとする名ばかりの「法人成り」が行われているという指摘が、この商法等の改正以前から、多く行われていたという事情もあった。

改正された商法等は 1991 年 4 月施行であったが、最低資本金規制には 5 年間の適用猶予期間が設けられ、期限は 1996 年 3 月末であった 11 。

この前後の法人数と資本金の動きをみると、規制を満たす最低水準(有限会社 300 万円、株式会社 1,000 万円)を含む資本金階級の法人数が増加する一方、最低水準に満たない資本金階級では法人数が減少している(図表 1)。1997 年度になると、資本金 300 万円未満の法人は少数となった(該当するのは資本金制約のない合資会社、合名会社)。

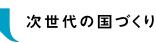
1 社当たり平均の資本金の動きをみると、規制の適用猶予期限前後の 1995、1996 年度には、 (規制ラインの 300 万円を挟む)資本金 200 万円以上 500 万円未満の法人において、期首の平均値が小さくなった反面、期末の資本金は期首に比べて増加している様子がわかる (図表 2)。 これは、法人数の変化からも推測できるように、期首にはより小さな資本金階級であった法人

(図表 1) 最低資本金規制強化前後の資本金階級別の法人数の動向



- (注1) 法人企業統計(年次別調査、除く金融業・保険業)による。
- (注2) 株式会社、有限会社の他に、合名会社、合資会社を含む。
- (注3)資本金規模は期末による。1996年度以降の公表値では、1995年度以前より資本金区分が細分化された。

11 ただし、基準を満たす資本増強、組織変更(例えば、資本金規制の緩やかな合資会社等へ改組)などの対応措置を取らずに「みなし解散」適用となるまでに2か月の公告期間(1996年5月末)があった。なお、阪神・淡路大震災を受けて、発生時(1995年1月17日)に兵庫県と大阪府に本店登記があった株式会社、有限会社については、特例法によって、最低資本金規制の適用猶予期間自体が1997年3月末まで1年間延長される措置が取られた。

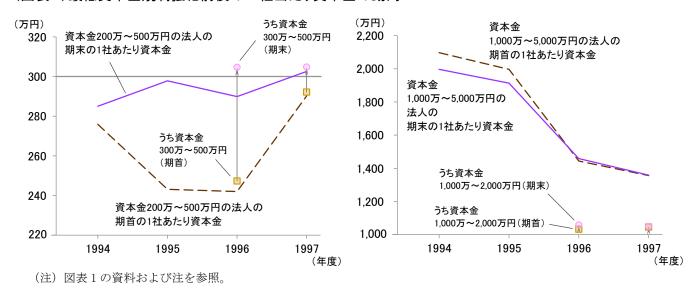




が、期中に増資することによって、期末時点で資本金 200 万円以上 500 万円未満に分類されるようになったことによる。この資本金階級のうち 1996 年度から細分化された資本金 300 万円以上 500 万円未満の法人をみると、期首には 200 万円以上 300 万円未満であった 1 社当たり平均の資本金が、期末には 300 万円以上に増加しており、規制によって有限会社の最低資本金額となった 300 万円を達成しようとする動きが垣間見える。

一方、資本金1,000万円以上5,000万円未満の法人においては、最低資本金規制の適用猶予期限に向けて、1社当たり平均の資本金の減少が進んだ。これは、統計上の資本金階級が株式会社の規制ライン1,000万円を挟むのではなく下限として含む集計であるため、期首により小さな資本金階級であった法人が、期中に増資することで、1,000万円ぎりぎりで規制を達成して1,000万円以上5,000万円未満に区分されるようになる例が増えたことによって、平均値が小さくなったと考えられる。この資本金階級のうち1996年度から細分化された資本金1,000万円以上2,000万円未満の法人をみると、1社当たり平均の資本金はほぼ1,000万円であり、2,000万円までの法人が含まれる資本階級とはいえ、実際には大半が資本金を1,000万円ぎりぎりにしていることがわかる。

(図表 2) 最低資本金規制強化前後の 1 社当たり資本金の動向



1990年6月の商法等の改正による最低資本金規制の強化は、2000年前後以降に進んだ資本の部、純資産の部¹²に関連する制度改正とは、時代背景の違いを反映して、性格が異なるが、制度改正の影響で資本の部の数字が大きく変化した様子を示す代表的な事例の一つである。

(2) 2001年6月の商法等の改正による法定準備金制度の規制緩和

1990 年 6 月の商法等の改正がバブル経済期の最終局面で行われたのに対して、約 10 年を経た 2000 年前後には、「失われた 10 年」13という表現が、もともと日本経済の状況を示すもので

¹³ その後、問題の長期化を受けて「失われた15年」「失われた20年」などと言われるようになった。



¹² 企業会計基準第 5 号 (2005 年 12 月 9 日) により、貸借対照表の区分は、資産の部、負債の部、<u>資本</u>の部から、資産の部、負債の部、<u>純資産の部</u>に変更された。



あったかのように広まったことが象徴するように、制度改正を取り巻く経済環境は一変していた。力強さを欠く経済の足取りを受けて、わが国が抱える課題に対する指摘が増えたことは、制度改革の必要性を訴える論調の高まりという点では「六つの改革」と共通する面があったが、1997、1998年の金融危機を経た分、足元の企業経営の課題に即応できる使い勝手の良い仕組みを求める動きがより強まった。それは、商法等の改正が従前と比較にならないほど頻繁に行われるようになったことにも表れている。

商法等は1997、1998、1999、2000年の改正で、主に企業再編に係る法制の整備や自己株式取得規制の緩和などが図られた後、2001年には3度の改正が行われた(その後、2002、2003、2004年の改正を経て、2005年に会社法として再編成)。

2001年6月の商法等の改正の柱は、大きく分けて、株式制度と法定準備金制度の規制緩和の 二つであった。まず株式制度の規制緩和は、景気後退と株価の大幅下落という情勢を受けて 2001年4月に取りまとめられた緊急経済対策のうち「証券市場の構造改革」を具体化するもの で、所定の手続きを経れば、一定の金額の範囲内で、会社が自社株を取得・保有することを認 める、いわゆる金庫株の解禁が主眼であった。株式制度の規制緩和としては、他に額面株式の 廃止、株式分割等に係る純資産額規制の撤廃、単元株制度の創設などが行われた。

資本の部への影響という点では、もう一方の法定準備金制度の規制緩和が大きかった。改正 内容は、利益準備金の積立義務の緩和¹⁴、減資差益の資本準備金への計上義務の廃止¹⁵、法定準 備金の使用制限の緩和¹⁶などであり、法定準備金に関する制約が緩やかになったことにより、 企業は、改正前に比べて配当方針などをより柔軟に決めることができるようになった¹⁷。

2001年6月の商法等の改正(10月施行)の影響をみるために、2000年度以前と2001年度以降の法定準備金の動きを比べると、資本金1億円未満や、同1億円以上10億円未満の法人でも取り崩しの影響とみられる増加幅縮小や減少が起きているが、特に資本金10億円以上の法人で、

¹⁷ 基本的に「配当可能額=資本の部ー資本金ー法定準備金(一その他の要調整項目)」であるので、法定準備金への積立や計上の義務が緩和されたり、法定準備金から剰余金への振替が可能になったりしたことによって、配当として支払う額、法定準備金として留保する額、その他の剰余金として留保する額をそれぞれどうするか、経営環境や財務戦略に応じてより柔軟に決めやすくなった。



¹⁴ 改正前は、利益準備金(単独)の大きさが資本金の4分の1に達していない場合に、毎期の利益処分による外部流出額の10分の1以上を利益準備金として積み立てる必要があったが、改正によって、資本準備金を合わせた法定準備金の大きさが資本金の4分の1に達していればよいとされた。なお、特別法が優先して適用される会社(例えば銀行法の適用を受ける銀行など)の場合には、規制の数値が異なるが、本稿では、特別法が適用される特定の事業を行なう会社以外を想定して記述を行う。

¹⁵ 改正前は、減資差益(=資本金減少額-株式消却額-株主への払戻額-資本欠損填補額)を資本準備金に繰り入れる必要があったが、改正によって、資本準備金とする必要がなくなった。

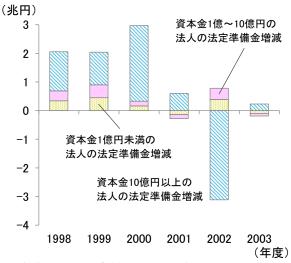
¹⁶ 改正前は、資本欠損の補填か資本金組み入れの場合に限って法定準備金の取り崩しが可能であったが、改正によって、所定の手続きを経れば、法定準備金のうち資本金の4分の1を超える額を取り崩して、(最終的に)配当や自己株式取得に充てることが可能になった。なお、この商法改正前から、所定の手続きを経れば、法定準備金のうち資本金の4分の1を超える額を限度として、資本準備金取り崩しによって株式消却を可能とする時限措置(改正消却特例法)があり、経済界には恒久化の要望があった。

また、この商法改正前は、資本欠損の填補のために法定準備金を取り崩す場合には、まず利益準備金を使用し、利益準備金だけでは不足する場合に資本準備金を充てるという使用順序の規定があったが、改正によって、使用順序規制は廃止された。



変化が目立つ(図表 3)。資本金 10 億円以上の法人には上場企業 の割合が高く、利益悪化や業績 の先行き不透明¹⁸という 2001、2002 年度の経営環境の下でも株主への配当を安定的に実施しようとする経営判断が働いたほか、他の財務課題への対応や、将来の財務戦略への備えなど、さまざまな理由から、法定準備金の活用¹⁹をはかったものとみられる。

(図表3)法定準備金制度緩和前後の動向



(注) 図表1の資料および注を参照。

(3) 2003年2月の最低資本金規制特例制度の導入

1990年6月の商法等の改正によって最低資本金に関する規制が株式会社1,000万円、有限会社300万円になったこと、その適用猶予期限前後の法人数と資本金の動きに制度改正の影響がみられることは、(1)で説明したとおりである。しかし、(2)でも触れたように、1990年6月に商法等の改正が行われた当時と、その後とでは、情勢が大きく変わり、制度改正に関する論点においても経済活性化がより重視されるようになっていった。最低資本金規制に関しても、一部の推計結果において、1990年代に開業率と廃業率の逆転(開業超過から廃業超過へ)20が続くようになったことを受け、最低資本金規制があるために多額の開業資金が必要になり、創業の阻害要因になっているという論調が勢いを増すようになった。

2002年11月には中小企業挑戦支援法が制定され、その一環の新事業創出促進法の改正(2003年2月施行)によって、事業を営んでいない個人²¹(創業者)が、所定の確認手続きを経て新たに会社(確認株式会社、確認有限会社)を設立し事業を開始する場合、商法等の特例措置と

18 2002 年度の企業収益は、結果としては、2001 年度のような悪い決算にならなかったが、期中においては、①米国で起きた同時多発テロ(2001 年 9 月)の世界経済への影響が長引くという見方、②2002 年春頃から世界的に生じた株安を景気の足取りに見立てようとする見方、③不良債権問題が解決するまでは日本経済は回復しないという見方、④(前述の③とは逆の論理になるが)不良債権問題の解決を急ぐ金融再生プログラム(2002 年 10 月)が失業の大幅な増加と景気の悪化を引き起こす「ハードランディング」につながるという見方など、懸念材料を指摘する経済調査機関や有識者が多く、(後になって認定されたように 2002 年 1 月が景気の谷で、結果的に戦後最長の景気上昇の入り口であったにもかかわらず)霧が晴れたという雰囲気が広がりにくい社会情勢だった。

19 法定準備金のうち資本準備金については、1970~1980 年代に時価発行増資が活発化した際、調達額の一部(1981 年 6 月改正、1982 年 10 月施行の改正商法より前は額面価格を上回る部分に当たる調達額まで可能、改正商法以後は額面価格を上回る部分に当たる調達額の 2 分の 1 を越えない金額まで可能)が繰り入れられて、残高が大きくなっていた。

20 開業率・廃業率は、推計に用いる統計データ、推計対象とする経済主体の範囲(事業所単位か企業単位か、法人企業に限るか個人企業も含めるか)などによって、結果が異なる。1990 年代に開業率と廃業率の逆転が起きたという指摘は、当時の事業所統計(事業所・企業統計を経て、現在は経済センサスに統合)に基づき、個人を含む全事業所を対象として推計した開業率・廃業率の動きが主な根拠であった。 21 既存の個人営業から「法人成り」する場合は特例措置の対象外。



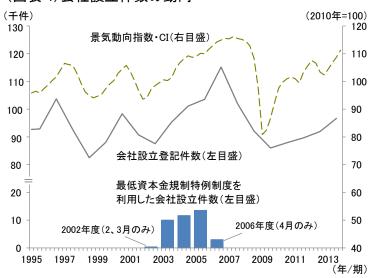


して、会社設立の日から5年間、規制の適用から除外される最低資本金規制特例制度が設けられた(2008年3月末までの時限立法)²²。さらに、商法等を再編成する形で2005年6月に制定された会社法においては最低資本金規制そのものが撤廃され、特例制度に拠らなくても資本金の大きさにかかわりなく会社を設立できるようになった(会社法施行の2006年5月を以て最低資本金規制特例制度は廃止)。

最低資本金規制特例制度を利用して設立された会社は累計で38,618 社であった。年ごとの制度利用数が徐々に増加したことや、(制度利用の有無にかかわらず) その数年間の会社設立数が全体として増えたことから、当時は、最低資本金規制の適用除外が創業促進に一定の効果があったという見方が出されていた(図表4)。

ただし、中長期的に観察すると、会社 法によって最低資本金規制が撤廃された 後と、商法等による最低資本金規制が存 在した時期とで、会社設立件数に大差が ないことや、会社設立の動きは景気動向 に左右される面があり、最低資本金規制 特例制度導入期間中に会社設立数が全体 として増えていたのは、景気要因の影響 が大であった可能性が高い。

(図表 4)会社設立件数の動向



(資料) 経済産業省 HP、法務省 HP、内閣府 HP

(注1) 最低資本金規制特例制度の利用件数は年度計、会社設立登 記件数は暦年計、景気動向指数は四半期平均。

(注2)最低資本金規制特例制度の利用件数は株式会社と有限会社、 会社設立登記件数は株式会社、有限会社の他に合資会社、合 名会社などを含む会社全体。

このように、最低資本金規制の有無がマクロ的に創業の活発度を決定的に左右したとは言いにくいが、個々にみれば、特例制度や規制撤廃によって会社設立が可能になった例を見出せることもあるだろう。さらに、創業促進とは異質の側面として、財務課題への対応や税務戦略の選択において資本金を変動させる検討案が浮かんだ場合、最低資本金規制が存在しなければ、減資実施の制約条件が一つ減るという効果も生じる。

(4) 2004年4月の法人事業税への外形標準課税の導入

事業規模を外形(外観)から客観的に把握可能な基準値に対して課税を行う方式は、戦後²³、 1950年代、1960年代から検討が重ねられ、再三、導入の提言が行われてきたが、所得課税と異

²³ 戦前には、類似税目で、一時期、外形標準課税を実施。



²² ただし、特例措置が適用される 5 年以内に、最低基準を満たすように増資するか、会社組織の変更(例えば合資会社、合名会社へ改組)によって最低資本金規制に抵触しないようにするかできなければ、会社を解散する必要があり、そのような解散事由が生じる可能性を定款に記載して、会社設立時に登記しておかねばならなかった。



なり、欠損法人(いわゆる赤字法人)も課税されることになるため担税力などを理由に慎重な意見も強く、実現しないままであった。その後、バブル崩壊後の経済低迷による法人課税関連税収の減少と地方財政の悪化、地方分権推進機運の盛り上がりといった環境変化の下で、所得課税の不安定性と税収の地域間格差という問題点への対処、地方分権を支える安定的な財源確保、行政サービスの対価的な応益課税という性格の明確化(受益と負担)などを求める動きが優勢となって、2003年度税制改正で法人事業税に外形標準課税制度を導入することが決まり2003年3月に地方税法が改正されて、2004年4月以後に開始される事業年度から適用となった。

ただし、前述のとおり、外形標準課税では欠損法人にも税が課されることになるため、応益課税という原則を掲げながらも、欠損の割合が高い中小企業など²⁴の扱いが制度設計上の争点であった。このため、制度設計について議論が活発化した 2000 年前後から、2003 年 3 月に地方税法が改正されるまでの間に、課税の仕組みにいくつか変更が行われた。例えば、①外形標準課税部分の縮小(所得課税と 2 分の 1 ずつ併用する案から 4 分の 1 に縮小)、②外形標準課税部分に付加価値割に加えて資本割を採用、③外形標準課税の対象から資本金 1 億円以下の法人を除外²⁵(初期の案は、資本金 1,000 万円未満の場合には、課税対象であるが、外形標準によって算出した税額に代えて定額を選択可能というもの)などである。これは、外形標準課税に対する従来からの慎重論に加えて、法制化が進められた当時の景気認識が厳しかったため(脚注 18 参照)、中小企業などへの配慮を求める動きが強まったためである。全法人数の 99%超²⁶を占める資本金 1 億円以下の法人が外形標準課税の対象から除外されたことによって、この部分に限れば²⁷、行政サービスの対価的な応益課税と単純に言いづらい仕組みとなった。

資本金1億円以下の法人を対象外とした点が外形標準課税導入に伴う最大の制度上の段差であるが、それ以外で資本の部に関係する仕組みとして、資本割の課税標準の算定において、欠損の補填に充てた金額²⁸を控除できる仕組みが設けられた(当初は2年間の特例措置だったが延長され、後に恒久化)。これは、外形標準課税適用の有無が資本金を基準に判定されるのに対して、課税対象となった場合の資本割の課税標準は資本金と税法上の資本積立金(当時)の合計である資本等の金額(現在は、資本金等の額)であり、例えば経営再建のために無償減資を行っても、資本金が資本積立金に置き換わるだけで資本割の課税標準が減少しないことへの対処であった。

²⁷ 地方税全体をみれば、中小法人や欠損法人であっても課税される応益性を帯びた税目が並存しているため、外形標準課税の適用対象か否かだけで「受益と負担」を論じられないことに留意する必要がある。 ²⁸ 2001 年 4 月以後の実施分。



²⁴ 国税庁「会社標本調査」によれば、外形標準課税導入の直前の 2003 年における欠損法人の割合(連結法人を除く)は、資本金 1 億円以上の法人で 48.5%、同 1 億円未満では 68.4%であった。ただし、会社標本調査の対象法人と外形標準課税の対象法人には、一部に違いある。

²⁵ 外形標準課税導入前の課税標準が収入金額であった電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業の4業種については、引き続き収入金課税方式が取られ、資本金1億円超であっても外形標準課税の対象とならない。

²⁶ 2012 年度の法人税課税状況(国税庁)による普通法人数から算出(連結申告を行った法人は1グループ1社として集計されている)。なお、この対象範囲と外形標準課税の対象には一部に違いがある。



外形標準課税導入前後の動きをみると、法人数については、制度上の段差である資本金1億円を境に、同1億円以上10億円未満の法人数が減少に転じた反面、同5,000万円以上1億円未満の法人数は増加に転じている(図表5)²⁹。外形標準課税対象の基準値(資本金1億円超)と資本金の差が大きく、課税回避を主な目的とする減資には無理があると考えられる資本金10億円以上の法人では、大きな変動は起きていない。

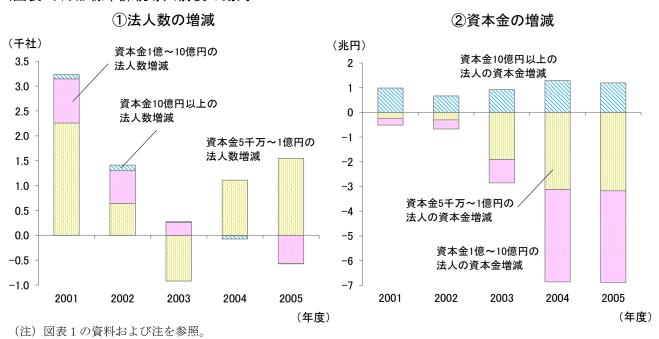
次に資本金の増減をみると、資本金1億円以上10億円未満、同5,000万円以上1億円未満の 法人で資本金減少が大きくなっている。資本金10億円以上の法人では目立った変化はない。

この当時は、税制以外にも企業会計制度、会社法制の改正が相次いで行われた時期に当たるため、さまざまな制度変更の影響が複合している可能性があり、外形標準課税導入だけが背景とは直ちに言い切れないが、例えば、

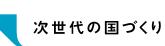
- ① 期首に資本金1億円以上10億円未満であった法人が減資によって期末に同5,000万円以上 1億円未満に変われば、後者の資本階級で法人数の増加と資本金の減少(期中)が生じる、
- ② 資本金1億円以上10億円未満のうち資本金1億円超(このままなら課税対象)の法人が、 減資によって期末に同1億円ちょうど(課税対象外)になれば、資本金1億円以上10億円 未満の法人の資本金減少が生じる(当該資本階級の法人数には中立要因)、
- ③ 資本金1億円以上10億円未満のうち資本金1億円超の法人が、資本割の課税標準が小さくなるような減資を行えば、資本金1億円以上10億円未満の法人の資本金減少が生じる(当該資本階級の法人数には中立要因)ことになり、

図表5と矛盾しない。

(図表 5)外形標準課税導入前後の動向



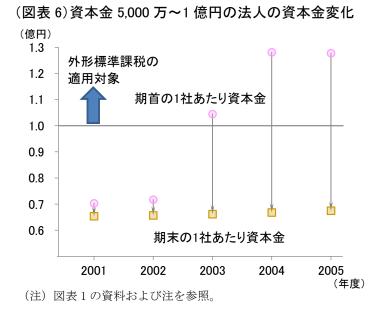
29 税制との整合性という点では資本金1億円<u>超</u>、1億円<u>以下</u>という区分が望ましいが、統計の制約があるため、1億円<u>以上</u>、1億円<u>未満</u>としている。ちなみに、2012年度の法人税課税状況(国税庁)から求めると、資本金1億円ちょうどの普通法人数は9,101社である。





外形標準課税の対象(基準は期末の資本金が1億円超)から外れるような減資としては、期末時点の資本金が1億円未満に変わる例(上記①)と、1億円ちょうどに変わる例(上記②)があり、中でも、基準値をはさんで資本金階級が変わる前者の例は、期末の資本金が5,000万円以上1億円未満の法人の統計値に痕跡をみることができる(図表6)。

この資本金階級に分類される法人の1社あたり平均の資本金(期末)は6,000万円台であり、長期的に安定している。期首の1社あたり資本金も、2002年度までは、期末値を高だか数百万円下回るか上回る程度で、特筆するような動きはなかったが、2003年度に急に期首と期末の乖離が大きくなった。2003年度の期末値によって当該資本金階級に分類され法人の期首の1社あたり資本金は、平均で1億円を超えており、当該資本金階級をはみ出している。2004、2005年度も同様である。



これは、前年度の資本金が1億円を超えていた法人が、当年度中の減資によって資本金5,000万円以上1億円未満に分類される例が従前より増えたために、期首の平均値が押し上げられたことによると考えられる。前述のとおり、法人事業税への外形標準課税導入は、2003年3月の地方税法改正によって法制化され、2004年4月以後に開始される事業年度から適用されることが決まった。その辺りを境に資本金の動きに急な変化が生じていることから、外形標準課税の導入と無関係とは考えにくい。

(5) 2006年5月の会社法施行による最低資本金規制の撤廃

商法や有限会社法などを再編成する形で制定された会社法(2006年5月施行)において、最低資本金規制が撤廃されたため、株式会社の資本金が1,000万円以上である必要はなくなった(以下、株式会社を想定して記述する³⁰)。このため、1990年代に最低資本金規制導入を受けて1,000万円以上へと増資したが、経営上、業務上は1,000万円未満でも何ら支障がないという会社は、資本金を1,000万円未満に減らすことも可能となった。

資本金を減らすことで、適用が変わる可能性がある制度上の段差としては、資本金等の額によって税率が区分されている法人住民税の均等割がある。事業所の所在地によっては自治体が超過税率を課す場合があるため全国一律ではないが、従業者が50人以下であれば、資本金等の額1,000万円を境に、税額が年11万~13万円程度違ってくる(図表7)。均等割は、同じ法人

³⁰ 有限会社については、会社法施行に伴い有限会社法が廃止されたため、新設は不可能になったが、既存の会社は、整備法(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)により、資本金の額に縛られずに(旧法では最低資本金規制300万円)、特例有限会社として、または所定の手続きを行うことで株式会社へ商号を変更して、事業を継続できることとなった。



(図表 7)法人住民税・均等割の税率表(年額)

(単位:千円)

資本金等の額	従業者数	事業所の所在地 (例)								
		東京都特別区	大阪	神奈	神奈川県横浜市			愛知県名古屋市		
1千万円以下	50人以下	70.0	70.0(0.0 , 0.0	74.5	(0.0 ,	+4.5)	68.5	(+1.0,	▲ 2.5)
	50人超	140.0	140.0(0.0 , 0.0	150.8	(0.0 ,	+10.8)	135.0	(+1.0,	▲6.0)
1千万円超 1億円以下	50人以下	180.0	205.0 (+25.0, 0.0	191.7	(0.0 ,	+11.7)	176.0	(+2.5,	▲ 6.5)
	50人超	200.0	225.0 (+25.0, 0.0	213.5	(0.0 ,	+13.5)	195.0	(+2.5,	▲ 7.5)
1億円超 10億円以下	50人以下	290.0	420.0 (+130.0 , 0.0	304.4	(0.0 ,	+14.4)	288.5	(+6.5,	▲8.0)
	50人超	530.0	660.0 (+130.0, 0.0	566.0	(0.0 ,	+36.0)	516.5	(+6.5,	▲20.0)
10億円超 50億円以下	50人以下	950.0	1,490.0 (+540.0 , 0.0	986.9	(0.0 ,	+36.9)	956.5	(+27.0,	▲20.5)
	50人超	2,290.0	2,830.0 (+540.0 , 0.0	2,447.5	(0.0 ,	+157.5)	2,229.5	(+27.0,	▲87.5)
50億円超	50人以下	1,210.0	2,010.0(+800.0 , 0.0	1,246.9	(0.0 ,	+36.9)	1,229.5	(+40.0,	▲20.5)
	50人超	3,800.0	4,600.0 (+800.0 , 0.0	4,070.0	(0.0 ,	+270.0)	3,690.0	(+40.0,	▲150.0)

(資料)総務省 HP、各地方自治体 HP

- (注1) 単独事業所の場合を想定している。 (注2) 税額は都府県民税と市民税の合計。括弧の中の数字は標準税率との差額で、左側が府県民税、右側が市民税。括弧 内の数字がプラスの場合は超過税率、ゼロの場合は標準税率が採用されている。名古屋のマイナスは、市民税に減税 条例が適用されていることによる。
- (注3) 東京都特別区の場合、他で市民税に当たるものを合わせて、都民税となる。標準税率であるため、括弧で標準税率 との差額を表示することを省略している。

住民税の法人税割と異なり、法人税(国税)が課税されていない欠損法人も課税対象であるた め、欠損法人の中から、制度の段差に着目するところが出てきたとしても不思議ではない。

法人住民税において資本金規模が最も小さな区分は 1,000 万円以下であるため、1,000 万円 ちょうどで最低資本金規制に対応していた会社の中には、規制撤廃を受けて特段のことを行わ なくても、もともと最小の区分に入る条件を満たしている場合ヨ¹もあり得るが、正確には、区 分は資本金等の額によっており、資本金だけでなく資本積立金の大きさにも左右される。最低 資本金規制の撤廃を受けて、前述のような制度の段差に着目した資本金変更を行うのであれば、 資本金等の額を 1,000 万円以下にする必要がある。ただし、単なる減資(旧商法の無償減資) では資本金から資本金以外へ置き替わるだけで資本金等の額は変わらないため、併せて株主へ の払い戻しを行ったり³²、他の方法として自己株式の取得を行ったりしなければならない。こ のような払い戻しなどに関しては、課税問題への留意も必要となる。

そもそも、(上記では出だしで「経営上、業務上は1,000万円未満でも何ら支障がない」とい う前提を置いたが、)一般には、最低資本金規制が撤廃されたからといって、むやみに資本金を 小さくすればよいというわけではない。資本金が大きいほど信用を置ける会社にみえるとか、 立派な会社にみえるといった「威光」は、時代や制度の変化によって以前ほど強くなくなった とはいえ、販売先、仕入先など対外的信用への影響という点で、資本金が無形の貢献をしてい る可能性があるため、税制上の段差だけでなく、より総合的な経営判断を要する問題だろう。

³¹ 資本金等の額が、資本金の額と同じ1,000万円の場合。

³² 詳細は実務の範疇であるため本稿では立ち入らないが、会社の状況によって要件や他の税への影響な どを考慮する必要がある。

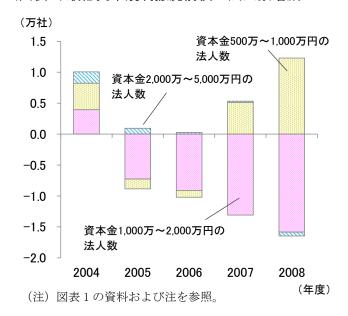


最低資本金規制の撤廃前後の動きをみると、資本金500万円以上1,000万円未満の法人数が増加に転じたのに対して、同1,000万円以上2,000万円未満の法人数は減少が続くようになった(図表8)。資本階級が1区分上の同2,000万円以上5,000万円未満では、法人数増減に大きな傾向変化は起きていない。

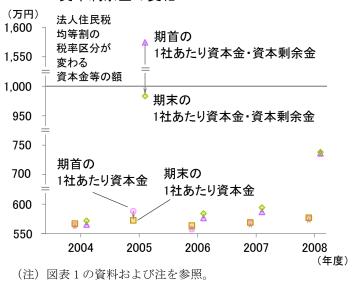
ただし、資本金 500 万円以上 1,000 万円未満の法人に関して、減資による資本金階級変化の痕跡は、統計上、必ずしも明瞭に見出せない。この資本金階級の 1社あたり平均の資本金は、期首、期末ともに 550 万~600 万円程度の年が続いており、減資によって資本金階級が変わった法人が含まれているにせよ、平均値の傾向を変化させるほど大きな動きではなかったとみられる(図表 9)。

なお、同じ資本金階級に関して、1 社 あたり平均の資本金と資本剰余金の合計 額(資本金等の額の代わりとして使用³³) の変化をみると、期首から期末にかけて、 1,000 万円をはさんで大きく減少した年 が限定的だが存在する。主因は、資本剰 余金の一部である資本準備金の大幅な減 少である³⁴。これについては、法人住民 税・均等割の適用税率の段差との関係も 考えられるが、反面、他の年に比べて当

(図表 8) 最低資本規制撤廃前後の法人数増減



(図表 9)資本金 500 万~1,000 万円の法人の資本金、 資本剰余金の変化



概年に限って期初の資本準備金の水準が飛び抜けて高いことから、普段の調査対象先に比べて 巨額の資本準備金を有する法人が標本に入り、期中に欠損処理や会社再編などの関係で資本準 備金を取り崩したことが平均値に影響した可能性が大きい³⁵。

いずれにせよ、統計上、1 社あたり平均の資本金と資本剰余金の合計額が期中に大きく減ったことを確認できる年は限られる。資本金等の額を減らせば法人住民税の均等割の適用税率を

³³ 財務諸表の資本剰余金は、税務における資本積立金と同一ではないが、近似値として採用。

³⁴ 資本準備金について規制が緩和されたことは、(2) で法定準備金制度の規制緩和として記述した。

³⁵ 単数か複数かは不詳。



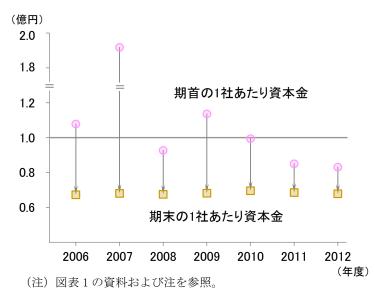
変えられることは、税務解説や中小企業支援などの刊行物によく記載されており、個々の法人 レベルでは少なからず実施例があるとみられるが、統計上では、既述の外形標準課税導入前後 で観察されたほど、制度上の段差となる基準値を跨ぐような変化は明瞭に生じていない。言い 換えれば、統計値を左右するほどの動きになっていないことになるが、これは、①外形標準課 税適用となるか、ならないかの違いに比べると、法人住民税・均等割において資本金等の額 1,000万円超1億円以下の税率か、1,000万円以下の税率かの差が大きくないとみられることや、 ②外形標準課税の場合には資本金の問題であるのに対して、法人住民税・均等割では資本金と 資本積立金の合計額を変えねばならず、その減額(資本の払い戻し)に対する課税などに関し て別の面から留意が必要となること、などが影響していると思われる。

4. 影響が大きい資本金1億円の段差と1億円基準の経緯

1990 年代以降に行われた制度改正のうち、資本の部、純資産の部に関係するものを追う中で、鍵となる資本金または資本金等の額として 1,000 万円、1 億円という金額が浮かび上がった。このうち 1,000 万円という基準ラインは、最低資本金規制導入・撤廃の際に資本金の額として鍵となったほか、同規制撤廃を受けて資本金を減らすなどして資本金等の額が 1,000 万円以下になれば法人住民税・均等割の適用税率が下がるため、個々の法人レベルでは選択肢となっている可能性を指摘した³⁶。これ以外にも、既述のように、外形標準課税導入の過程で、資本金 1,000 万円未満の法人は外形標準によって算出した税額に代えて定額を選択可能という案が出されたこともあった。

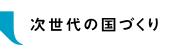
しかし、1,000 万円という基準ライン以上に企業行動に影響を与えているとみられるのは、1 億円の基準ラインである。1 億円ラインをはさむ資本金の変化が統計上の形跡として表れている様子は、外形標準課税導入前後の動きはその後も続いている。近年になって少し収まってきている様子は、規受けられるものの、期中の変化が、対の大外形標準課税導入前の状況にといると、依然として資本金減少の動きが観察される(図表 10、外形標準課税導入前の状況は前掲図表 6)。個々の

(図表 10)資本金 5,000 万~1 億円の法人の資本金変化



法人レベルでは、1 億円をはさむ資本金減少が行われていると考えてよいだろう。

³⁶ この他に1,000万円ラインの例として、資本金1,000万円<u>未満</u>(期首)の新設法人(特定の条件に該当する子法人を除く)は、消費税法により、当初2年間、課税資産の譲渡等について、消費税納税義務が免除される(納税義務を判定する基準期間となる前々事業年度がない資本金1,000万円未満の法人に対して事業者免税点制度が適用されるため)。





その背景として、資本金が1億円超か1億円以下かによって、外形標準課税の適用・適用外が分かれるだけでなく、法人税に軽減税率を適用、欠損金の繰越控除限度額縮減(控除前の所得額の80%までに制限)の不適用、欠損金の繰戻還付制度の対象、特定同族会社の留保金課税制度の適用除外など、資本金を基準として中小法人を区分した上で、限定的に活用が認められる措置が多数あるという点をあげることができる³⁷。

税制が関係するものに資本金1億円以下という条件がよく見られる背景には、代表的な税目である法人税において、軽減税率の適用条件が資本金1億円以下の法人となっていることが影響している面があると思われる。

法人税に軽減税率を適用される対象が資本金の額(当時は資本の金額)が1億円以下の法人³⁸に限られるようになったのは、1966年3月の法人税法改正からである。軽減税率は、もともと1955年3月の法人税法改正で、中小法人の税負担に配慮して導入された経緯にあるが、1966年3月の法改正までは、所得のうち一定金額以下に対して軽減税率を適用する仕組みであったため、資本金の大きな法人であっても、所得のうち一定金額まで適用を受けていた。

なお、この法人税法改正より先、租税特別措置法では、1961年3月の改正で、減価償却の特例として、中小企業の合理化機械等について初年度普通償却の別枠で特別償却が設けられ、対象となる中小企業の定義については、政令によって資本金1億円以下で常時使用する従業員1,000人以下の法人39と定められた例があった。1966年3月に法人税法が改正される過程では、中小企業に適用されている税制の一例として、この合理化機械等の特別償却における中小企業の定義も認識されていた。

ただし、当時は、税制においても、資本金1億円以下という基準が広く使用されていたわけではなかった。1967年5月の地方税法改正で、法人住民税の均等割の税率に資本金規模による区分が初めて設けられた際は、資本金1,000万円超か以下かが分かれ目であった。これに1億円という区分が(10億円、50億円とともに)加えられたのは、約10年後の1978年3月の地方税法改正においてである。

税制以外ではなおさらであり、例えば、1963年7月に制定された中小企業基本法では、①鉱工業、運送業などを主たる事業とする場合には、資本金5,000万円以下の会社と、常時使用する従業員が300人以下の会社・個人、②商業、サービス業を主たる事業とする場合には、資本金1,000万円以下の会社と、常時使用する従業員が50人以下の会社・個人、を中小企業としていた。設備の近代化などによって中小企業の生産性向上を図ろうとする中小企業近代化促進法

³⁹ ただし、この条件に該当しても、資本金1億円超または常時使用する従業員1,000人超の法人と一定以上の資本関係を持つ場合などは、対象外とされた。



³⁷ 資本金5億円以上の法人の完全子会社など一定の条件に該当する場合には、資本金が1億円以下であっても適用から除外されるなど、資本金だけが基準となるわけではない。適用となる場合の課税の仕組みや除外となる条件は、税制改正によって変更されることが多い(本文中の特例措置は2014年度の一例)。 38 ①普通法人のうち、事業年度末の資本金が1億円以下であるもの、もしくは資本を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く)、②人格のない社団等(1966年3月改正当時)。



(1963年3月) ⁴⁰における中小企業の定義も中小企業基本法とほぼ同じであり、租税特別措置 法に含まれる設備近代化支援策の中には、対象となる中小企業の範囲を中小企業近代化促進法 の規定によるとするものもあった。

中小法人、中小企業といっても、制度に拠って定義に幅がある状況は、現在も同様である。中小企業基本法では、1973 年 10 月の改正で上記の定義が変更された後、さらに 1999 年 12 月の改正によって、現在では、①製造業、建設業、運輸業などを主たる事業とする場合には、資本金 3 億円以下の会社と、常時使用する従業員が 300 人以下の会社・個人、②卸売業を主たる事業とする場合には、資本金 1 億円以下の会社と、常時使用する従業員が 100 人以下の会社・個人、③小売業を主たる事業とする場合には、資本金 5,000 万円以下の会社と、常時使用する従業員が 50 人以下の会社・個人、④サービス業を主たる事業とする場合には、資本金 5,000 万円以下の会社と、常時使用する従業員が 100 人以下の会社・個人、となっている。

5. おわりにかえて

2から4でみてきたように、1990年代以降に行われた様々な制度改正によって、純資産の部 (以前は資本の部)の取り扱いは大きく変わってきた。

そのうち資本金に関しては、1990年代には債権者保護の観点から最低資本金規制が強化されたが、2000年代以降は、経済活性化を狙いとして規制緩和の方向に変わった。当初、債権者の「防護壁(シールド)」を意識して設けられた最低資本金規制は、バブル崩壊後の経済状況の中で、逆に、起業を妨げる「障壁(バリア)」であると指摘する声に押されるようになり、特例制度創設、さらには最低資本金規制撤廃へと進んだ。ただし、景気要因と考えられる動きを除けば、最低資本金規制撤廃後の会社設立動向に明白な上方シフトは観察できず、実際には、規制の存在によって起業が妨げられているといった単純な図式ではなかったとみられる。

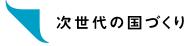
制度改正だけでなく経済動向も、資本金の「威光」に影響を与えた。1990 年代後半、2000 年代前半には、それ以前に比べて大企業の倒産件数が大幅に増え、資本金が大きいほど信用を置ける会社にみえるとか、立派な会社にみえるといった感覚に疑問符が付けられるようになった。無論、販売先、仕入先など対外的信用の面で資本金が意識されることがなくなったわけではないため、安易に資本金を減少させることはできないが、1980 年代以前と比較すれば、経営の選択肢に加えやすくなったと言えるだろう。

純資産の部のうち、資本剰余金や利益剰余金についても規制緩和が進み、企業は、資本金との間の振替や配当支払を、以前より柔軟に実施できるようになった。

これらの結果、資本金の性格は変容し、いわば絶対性、下方硬直性の印象が薄らいで、相対性、調整可能性の色彩を帯びるようになった。

他方、法人課税の仕組みの中には、資本金や資本金等の額を基準に、課税対象や税率などが 区分されているものがある。1,000万円、1億円といった基準は、中小企業の成長支援をはかる 狙いや担税力への配慮などを背景に設けられ、「防護壁(シールド)」となってきた。しかし、

⁴⁰ 同法は1999年3月廃止。





制度改正によって資本金や剰余金の取り扱いに自由度が増す中で、伝統的な基準によって大きな段差が存在すれば、「防護壁(シールド)」の外から中に移ろうとする動きが起きることは十分考えられる。特に資本金1億円の基準ラインの存在は、企業行動に影響を与えた形跡がある。

現在、アベノミクスの成長戦略の柱として法人税減税の行方が注目されているが、経済政策で減税を実施しようとする場合には必ずと言ってよいほど、財源の確保が課題になる。今回の場合、財源の候補として巷間で取り上げられているのは法人事業税の外形標準課税の拡大や租税特別措置の見直しなどである。

このうち租税特別措置については、基本的には、特定の政策目的追求のために課税の公平性の例外を設けているという性格を持っているため、個々の例について、当初の政策目的の意義や政策の有効性を巡る議論が容易に決着しないことは予想できるにしても、仮に意義が既に薄れている、政策効果が乏しいという判断が大勢となったようなものを廃止することは、課税の公平性確保という点で望ましい。

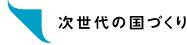
一方、外形標準課税については、長年、応益性の観点から導入が検討されてきたが、その後、制度化がより現実味を帯びてから、2004年4月(開始の事業年度から)の導入に至るまでに紆余曲折があったことが示すように、担税力の面で中小企業等への影響を懸念する声が非常に強く、①資本金1,000万円未満の法人は、外形標準によって算出した税額に代えて定額を選択可能、②中小法人に対しては大法人より導入を2年遅らせる、といった案がさらに修正され、資本金1億円以下の法人には適用されないこととなって現在に至っている。

外形標準課税の拡大方法として、行政サービスに対する応益性を強調して課税適用対象を広げようとするにしても、地方税の中には、既述の法人住民税・均等割や、他に固定資産税など、応益課税の性格を持つ税目41が並存しているため、外形標準課税の適用対象か否かだけで「受益と負担」を論じられないという問題があり、複雑である。他の地方税によって応分の納税を行っているという立場からは、中小法人の外形標準課税適用対象除外の廃止・縮小には強い反対が出ると予想される。それどころか、適用除外が資本金1億円以下となっていることに関しては、中小企業関連の団体などから、中小企業基本法において資本金3億円以下の製造業、建設業などは中小企業とされることを論拠に、基準ラインの引き上げを求める税制改正要望がたびたび出されている。

このように、外形標準課税の拡大方法のうち、適用対象法人の見直しには多方面からの検討を行う必要があるが、その場合には、対象の判定を資本金に拠っていることの適否を検討に含めるのは、意義があることだろう。資本金基準は、外形標準課税の対象だけでなく、法人税の軽減税率など複数の制度に登場するため、整合性という面では、総合的に見直す方が好ましい。

累次の制度改正によって資本金の性格が変容し、相対性、調整可能性が増してきた一方で、 かつて絶対性、下方硬直性が強かった当時のように資本金基準が使われていると、制度の段差

⁴¹ 地方税法上の指定都市等に該当する一定規模以上の都市でなければ課税団体となれないため、すべて の地方公共団体が課税しているわけではないが、事業所税も応益課税の性格を持っている。





がもとで、本来の趣旨と離れた企業行動を誘う素地が生まれる。このような場合、単に基準ライン (代表例は1億円)を変更しても、新たな基準ラインをはさんで同じような企業行動が続くことが予想される。

一方、仮に基準を変更するのであれば、法人事業税の資本割額の算定や、法人住民税の均等割の税率区分に利用されている資本金等の額が候補として考えられる⁴²。前者は外形標準課税導入(2004年4月)に伴うものであるから実績は約10年であるが、後者の法人住民税の均等割の税率区分での利用は1981年3月の地方税法改正(1981年4月以後終了の事業年度から)によるものであり、より長い歴史を持っている。

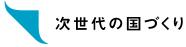
1981年3月の地方税法改正では、法人住民税の均等割の税率に関して、従前の資本金基準で使われていた境界水準1,000万円、1億円、10億円、50億円をそのまま使いながら、資本金の額から資本金等の額(当時は資本等の金額)に、基準を変更した。1981年3月の地方税法改正の基礎的背景として、地方財政の悪化に対処するために、地方自治体の歳出合理化だけでなく地方税収の引き上げをはかる必要があったという点があげられるが、それ以外に、資本金等の額の採用に関連する特有の背景として、以前に比べて時価発行増資が増えてきた結果、資本準備金が膨らみ(脚注19参照)、資本金の額と資本金等の額の乖離が拡大していたという面があった。すなわち、かつては資本金を基準としていれば足りていた状況が、企業の資金調達構造の変化によって実態を十分反映しなくなったために、変化を踏まえて基準を変更したものであり、累次の制度改正の影響を受けた現在の状況と経緯は異なるものの、参考になる面がある。

本稿では、①アベノミクスの第三の矢の柱の一つとして法人税改革が注目されていること、②実効税率を引き下げようとする場合の常として財源問題が持ち上がっていること、③財源として外形標準課税の拡大や租税特別措置の見直しが取りざたされていることといった最近のトピックスに絡めて、④会社法制、会計制度、税制などの制度改正の頻度や改正内容において、この15~20年余りは特筆すべき期間であったこと、⑤累次の制度改正によって資本金の性格が変容したこと、⑥このため、外形標準課税など一部の制度に残っている資本金基準が企業行動に影響を与えている可能性があることを整理した上で、法人税改革に合わせて、もしくはそれを出発点とするその後の改革において、資本金基準を総合的に見直す方が好ましいのではないかという示唆を行った。

最後に簡単に付け加えれば、法人課税の改革に関しては、上記より高いレベルのテーマとして、結果として何を目指す法人課税改革であって、その改革によって期待できると各方面から 謳われている様々な「効果」の本当の真偽はどうかといった「そもそも論」が欠かせない。

ただし、法人税改革が成長戦略の進展を映す鏡であるかのような印象が出来ていること、アベノミクスへの注目度が上がったここ 1、2年弱の経済・金融動向に対しては、期待や心理が果たした役割を無視し得ないことを考えると、「そもそも論」のために法人課税の改革を先延ばし

⁴² 法人事業税の資本割額の算定では、欠損の補填に充てた資本金減少を資本金等の額から控除できるが、 法人住民税の均等割の税率区分においては控除の規定がないなど、細部の違いの調整は必要。





した場合、これまでの好循環の後戻りが生じる懸念がある。このため、一部で「見切り発車」を行わなければならないことも出て来るだろうが、その場合であっても、成果目標のレビューによる PDCA サイクルをしっかり実施しないと、目標と実績のずれの評価をもとに施策の適切な修正をはかることができず、中長期的にみて、日本経済を本格的な成長軌道に乗せることはおぼつかないだろう。

以上